

苫小牧市公設地方卸売市場の民間活力導入に係る苫小牧市公設地方卸売市場

条例の一部改正（案）について

概要は下記のとおりですので、皆様からのご意見を募集いたします。

1 苫小牧市公設地方卸売市場の民間活力導入について

現在、苫小牧市内には3つの公設地方卸売市場があり、すべて市の直営で運営しています。

（1）施設概要

| | 施設名 | 所在地 | 完成年月 |
|---|-----|-----------------|----------|
| 1 | 水産棟 | 苫小牧市汐見町1丁目1番13号 | 昭和41年6月 |
| 2 | 青果棟 | 苫小牧市港町2丁目2番2号 | 昭和46年10月 |
| 3 | 花卉棟 | 苫小牧市末広町2丁目1番1号 | 平成9年3月 |

（2）民間活力の導入について

水産棟及び青果棟については、生鮮食料品を取り扱うため徹底した品質管理が求められること、また、市場の施設、設備は計画的な維持・整備が必要であることなどから、公設を維持し、より効率的な運営を図るため、令和3年度に指定管理者制度の導入を考えています。

花卉棟については、嗜好性が高い品目である、花の普及を実現するためには、民間の自由な発想により販売力の強化が必要であることや、市場の施設、設備が充実し、立地も良いという強みを最大限活かして令和4年度に民間移譲を目指すことといたしました。

2 苫小牧市公設地方卸売市場条例の一部改正（案）について

指定管理者制度を導入するにあたり、「苫小牧市公設地方卸売市場条例」に指定管理者が苫小牧市公設地方卸売市場の運営を行うことができる旨を規定します。